

■三菱 UFJ-VISA 会員規約の変更点(下線部が変更箇所)

	現行規約	改定後																								
1	<p>第1条(会員)</p> <p>1. 会員には、本人会員と家族会員とがあります。</p> <p>2. 本人会員とは、日本国内にお住まいの個人の方で、株式会社三菱UFJ銀行(以下「当行」といいます。)および三菱UFJニコスが運営するクレジットカード取引システムに入会を申し込み、当行および三菱UFJニコスが入会を認めた方をいいます。</p> <p>3. 家族会員とは、本人会員が利用代金の支払いその他当行および三菱UFJニコスとの契約に関する一切の責任を引受けることを承認した家族で、本人会員と共に申し込み当行および三菱UFJニコスが入会を認めた方をいいます。</p>	<p>第1条(会員) 不変</p> <p>(略)</p> <p><u>第1条の2(契約の成立)新設</u></p> <p><u>会員と当行および三菱UFJニコスとの契約は、当行および三菱UFJニコスが、会員となろうとする者による申込を承諾し、当行および三菱UFJニコス所定の手続を完了したときに成立するものとしします。</u></p>																								
2	<p>第 9 条(遅延損害金)</p> <p>会員が支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金の元金に対し支払期日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約に基づく未払債務の元金残高に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、以下の年利割合(年 365 日の日割計算による。)による遅延損害金をお支払いいただきます。なお、付利単位は 100 円とします。また、遅延損害金の割合は、変更することがあります。①第 27 条に定める 2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は商事法定利率(年利 6%) (ただし、平成 21 年 11 月 30日以前の 2 回払い、ボーナス一括払い利用分は、年利 14.5%を上限とした、当行所定の利率)②前号以外のショッピング払いおよびキャッシングサービスの場合は年利 14.5%を上限とした、当行所定の料率。</p>	<p>第 9 条(遅延損害金)</p> <p><u>1. 会員が、支払金の支払を遅滞した場合(ただし、期限の利益を喪失したときを除きます。)には、会員は、当行に対し、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとしします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1436 856 2665 1438"> <thead> <tr> <th></th> <th>金銭債務の種類</th> <th>金銭債務の支払方式の別</th> <th>遅延損害金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>ショッピング利用代金(付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。)および分割払手数料</td> <td>分割払い、ボーナス併用分割払い</td> <td>支払を遅滞したショッピング利用代金および分割払手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に支払を遅滞した金銭債務の場合には、「支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とする。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>ショッピング利用代金</td> <td>2回払い、ボーナス一括払い</td> <td>支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>ショッピング利用代金</td> <td>1回払い、リボルビング払い</td> <td>支払を遅滞したショッピング利用代金×当行所定の利率(14.50%を上限とする)÷365</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>キャッシング利用代金</td> <td></td> <td>支払を遅滞したキャッシング利用代金×当行所定の利率(14.50%を上限とする)÷365</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、キャッシング利息額を除きます。)であって当行が別に定めるもの</td> <td></td> <td>支払を遅滞した金額×当行所定の利率(14.50%を上限とする)÷365</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2. 会員が、期限の利益を喪失した場合には、会員は、当行に対し、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとしします。</u></p>		金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金	(1)	ショッピング利用代金(付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。)および分割払手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	支払を遅滞したショッピング利用代金および分割払手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に支払を遅滞した金銭債務の場合には、「支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とする。	(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365	(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×当行所定の利率(14.50%を上限とする)÷365	(4)	キャッシング利用代金		支払を遅滞したキャッシング利用代金×当行所定の利率(14.50%を上限とする)÷365	(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、キャッシング利息額を除きます。)であって当行が別に定めるもの		支払を遅滞した金額×当行所定の利率(14.50%を上限とする)÷365
	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金																							
(1)	ショッピング利用代金(付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。)および分割払手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	支払を遅滞したショッピング利用代金および分割払手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に支払を遅滞した金銭債務の場合には、「支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とする。																							
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365																							
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×当行所定の利率(14.50%を上限とする)÷365																							
(4)	キャッシング利用代金		支払を遅滞したキャッシング利用代金×当行所定の利率(14.50%を上限とする)÷365																							
(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、キャッシング利息額を除きます。)であって当行が別に定めるもの		支払を遅滞した金額×当行所定の利率(14.50%を上限とする)÷365																							

		金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金
		(1) ショッピング利用代金および分割払手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金および分割手数料の合計額全額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に期限の利益を喪失した金銭債務の場合には、「期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とします。
		(2) ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365
		(3) ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×当行所定の利率(14.50%を上限とする)÷365
		(4) キャッシング利用代金		期限の利益を喪失したキャッシング利用代金×当行所定の利率(14.50%を上限とする)÷365
		(5) 第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、キャッシング利息額を除きます。)であって当行が別に定めるもの		期限の利益を喪失した金額×当行所定の利率(14.50%を上限とする)÷365
		3. 第1項第1号、2号および第2項第1号、2号に定める所定遅延損害金率とは、最初に遅滞した時点における法定利率を指すものとし、支払を遅滞している期間中に法定利率が変動した場合であっても変更されないものとします。		
3	<p>第 15 条(退会)</p> <p>1. 会員は、当行宛所定の退会届を提出するなどの方法により退会することができます。</p> <p>2. 本人会員が退会した場合、家族会員も当然に退会になるものとします。</p> <p>3. 会員が死亡した場合は、当然に退会になるものとします。</p> <p>4. 前第 1、2 項の場合、会員はカードを直ちに当行へ返却していただくか、カードの磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ破棄していただきます。なお、この場合、第 13 条の「期限の利益喪失」条項などに該当するときは本規約に定める支払期限にかかわらず、当行に対する一切の未払債務をお支払いいただくことがあります。</p> <p>5. 会員は、退会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責めを負うものとします。</p>	<p>第 15 条(退会)</p> <p>1. 会員は、当行宛所定の退会届を提出するなどの方法により退会することができます。</p> <p>2. 本人会員が退会した場合、家族会員も当然に退会になるものとします。</p> <p>3. 会員が死亡した場合は、当然に退会になるものとします。</p> <p>4. 前第 1、2 項の場合、会員はカードを直ちに当行へ返却していただくか、カードの磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ破棄していただきます。なお、この場合、第 13 条の「期限の利益喪失」条項などに該当するときは本規約に定める支払期限にかかわらず、当行に対する一切の未払債務をお支払いいただくことがあります。</p> <p>5. 会員は、退会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責めを負うものとします。<u>なお、支払いに関する規定につき第 25 条により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。</u></p>		

4	<p>第 19 条の 2(個人信用情報機関の利用等)</p> <p>1. 会員等は、当行が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に会員等の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、当行がそれと与信取引の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則及び割賦販売法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査目的に限る。)のために利用することに同意します。</p> <p>(略)</p> <p>[全国銀行個人信用情報センターの登録情報と登録期間]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th>登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引情報 ローンやクレジットカード等の契約内容とその返済状況(入金の有無、延滞・代位弁済・強制回収手続等の事実を含む)の履歴</td> <td>契約期間中および契約終了日(完済されていない場合は完済日)から5年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>照会記録情報 会員がセンターを利用した日、ローンやクレジットカード等の申込み・契約の内容等</td> <td>当該利用日から、本人開示の対象は1年を超えない期間、会員への提供は6ヶ月を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>不渡情報 手形交換所の第1回目不渡、取引停止処分</td> <td>第1回目不渡は当該発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は当該処分日から5年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>官報情報 官報に公告された破産・民事再生手続開始決定等</td> <td>当該決定日から10年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>本人申告情報 本人確認資料の紛失・貸付自粛・同姓同名別人の情報がセンターに登録されており自分と間違えられるおそれがある旨等のご本人からの申告内容</td> <td>登録日から5年を超えない期間</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録期間	取引情報 ローンやクレジットカード等の契約内容とその返済状況(入金の有無、延滞・代位弁済・強制回収手続等の事実を含む)の履歴	契約期間中および契約終了日(完済されていない場合は完済日)から5年を超えない期間	照会記録情報 会員がセンターを利用した日、ローンやクレジットカード等の申込み・契約の内容等	当該利用日から、本人開示の対象は1年を超えない期間、会員への提供は6ヶ月を超えない期間	不渡情報 手形交換所の第1回目不渡、取引停止処分	第1回目不渡は当該発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は当該処分日から5年を超えない期間	官報情報 官報に公告された破産・民事再生手続開始決定等	当該決定日から10年を超えない期間	本人申告情報 本人確認資料の紛失・貸付自粛・同姓同名別人の情報がセンターに登録されており自分と間違えられるおそれがある旨等のご本人からの申告内容	登録日から5年を超えない期間
登録情報	登録期間												
取引情報 ローンやクレジットカード等の契約内容とその返済状況(入金の有無、延滞・代位弁済・強制回収手続等の事実を含む)の履歴	契約期間中および契約終了日(完済されていない場合は完済日)から5年を超えない期間												
照会記録情報 会員がセンターを利用した日、ローンやクレジットカード等の申込み・契約の内容等	当該利用日から、本人開示の対象は1年を超えない期間、会員への提供は6ヶ月を超えない期間												
不渡情報 手形交換所の第1回目不渡、取引停止処分	第1回目不渡は当該発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は当該処分日から5年を超えない期間												
官報情報 官報に公告された破産・民事再生手続開始決定等	当該決定日から10年を超えない期間												
本人申告情報 本人確認資料の紛失・貸付自粛・同姓同名別人の情報がセンターに登録されており自分と間違えられるおそれがある旨等のご本人からの申告内容	登録日から5年を超えない期間												

<p>第 19 条の 2(個人信用情報機関の利用等)</p> <p>1. 会員等は、当行が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に会員等の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、当行がそれと与信取引の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則及び割賦販売法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査目的に限る。)のために利用することに同意します。</p> <p>(略)</p> <p>[全国銀行個人信用情報センターの登録情報と登録期間]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th>登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引情報 ローンやクレジットカード等の契約内容とその返済状況(入金の有無、延滞・代位弁済・強制回収手続等の事実を含む)の履歴</td> <td>契約期間中および契約終了日(完済されていない場合は完済日)から5年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>照会記録情報 会員がセンターを利用した日、ローンやクレジットカード等の申込み・契約の内容等</td> <td>当該利用日から、本人開示の対象は1年を超えない期間、会員への提供は6ヶ月を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>官報情報 官報に公告された破産・民事再生手続開始決定等</td> <td>当該決定日から7年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>本人申告情報 本人確認資料の紛失・貸付自粛・同姓同名別人の情報がセンターに登録されており自分と間違えられるおそれがある旨等のご本人からの申告内容</td> <td>登録日から5年を超えない期間</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録期間	取引情報 ローンやクレジットカード等の契約内容とその返済状況(入金の有無、延滞・代位弁済・強制回収手続等の事実を含む)の履歴	契約期間中および契約終了日(完済されていない場合は完済日)から5年を超えない期間	照会記録情報 会員がセンターを利用した日、ローンやクレジットカード等の申込み・契約の内容等	当該利用日から、本人開示の対象は1年を超えない期間、会員への提供は6ヶ月を超えない期間	(削除)	(削除)	官報情報 官報に公告された破産・民事再生手続開始決定等	当該決定日から7年を超えない期間	本人申告情報 本人確認資料の紛失・貸付自粛・同姓同名別人の情報がセンターに登録されており自分と間違えられるおそれがある旨等のご本人からの申告内容	登録日から5年を超えない期間
登録情報	登録期間											
取引情報 ローンやクレジットカード等の契約内容とその返済状況(入金の有無、延滞・代位弁済・強制回収手続等の事実を含む)の履歴	契約期間中および契約終了日(完済されていない場合は完済日)から5年を超えない期間											
照会記録情報 会員がセンターを利用した日、ローンやクレジットカード等の申込み・契約の内容等	当該利用日から、本人開示の対象は1年を超えない期間、会員への提供は6ヶ月を超えない期間											
(削除)	(削除)											
官報情報 官報に公告された破産・民事再生手続開始決定等	当該決定日から7年を超えない期間											
本人申告情報 本人確認資料の紛失・貸付自粛・同姓同名別人の情報がセンターに登録されており自分と間違えられるおそれがある旨等のご本人からの申告内容	登録日から5年を超えない期間											

5	<p>第 25 条(規約の変更)</p> <p>本規約の変更について、当行から変更内容を通知した後または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、会員が変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。</p>
---	---

<p>第 25 条(規約の変更)</p> <p>当行は、以下の各号のいずれかの事由に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。</p> <p>(1) 社会情勢または経済状況の変動</p> <p>(2) 法令、自主規制機関の規則または国際ブランドのルールの変更</p> <p>(3) 当行および三菱 UFJ ニコスの業務またはシステムの変更</p>
---

6	<p>第 27 条(ショッピング利用代金の支払区分)</p> <p>1. ショッピング利用代金の支払区分は、1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い(支払回数 3 回以上の回数指定払い)、ボーナス併用分割払い(分割払いにボーナス払いを併用した回数指定払い。)、リボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、1 回払い以外の支払い区分に</p>
---	---

<p>第 27 条(ショッピング利用代金の支払区分)</p> <p>1. ショッピング利用代金の支払区分は、1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い(支払回数 3 回以上の回数指定払い)、ボーナス併用分割払い(分割払いにボーナス払いを併用した回数指定払い。ただし、2023 年 4 月 1 日以降に新たにショッピングを利用する場合、ボーナス併用分割払いを支払い区分とすることはできません。</p>
---

	<p>については、一部の加盟店で指定できない場合があります。また日本国外における利用代金の支払区分は、原則として 1 回払いとします。</p>	<p>2023 年 4 月 1 日以降に支払区分としてボーナス併用分割払いを指定したときには、支払方式として分割払いが、支払回数として会員が指定した回数が指定されたものとみなします。)、リボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、1 回払い以外の支払い区分については、一部の加盟店で指定できない場合があります。また日本国外における利用代金の支払区分は、原則として 1 回払いとします。</p>
7	<p>第 32 条(キャッシングの利用方法)</p> <p>1. 当行より利用を認められた会員は、当行が認めた利用可能枠の範囲内で、当行の現金自動支払機(以下「支払機」といいます。)、および三菱 UFJ ニコスの提携する日本国内の金融機関などのうち一部金融機関など(以下「提携先」といいます。)の支払機で、カードおよび登録されている暗証番号を操作することにより、当行からキャッシングを受けることができます。支払機を使用してキャッシングを利用する場合には、当行および提携先所定の支払機の利用に関する手数料をいただくことがあります。提携先支払機の利用に伴う手数料は、所定の方法で当行が提携先に立替えて支払い、会員にはキャッシング利用代金の支払時に会員指定の当行支払預金口座から第 7 条 1 項に定める方法によりお支払いいただきます。</p>	<p>第 32 条 (キャッシングの利用方法)</p> <p>1. 当行より利用を認められた会員は、当行が認めた利用可能枠の範囲内で、<u>かつ次条の定めるところにより</u>、当行の現金自動支払機(以下「支払機」といいます。)、および三菱 UFJ ニコスの提携する日本国内の金融機関などのうち一部金融機関など(以下「提携先」といいます。)の支払機で、カードおよび登録されている暗証番号を操作することにより、当行からキャッシングを受けることができます。支払機を使用してキャッシングを利用する場合には、当行および提携先所定の支払機の利用に関する手数料をいただくことがあります。提携先支払機の利用に伴う手数料は、所定の方法で当行が提携先に立替えて支払い、会員にはキャッシング利用代金の支払時に会員指定の当行支払預金口座から第 7 条 1 項に定める方法によりお支払いいただきます。</p> <p>(略)</p> <p><u>第32条の2(金銭消費貸借の成立)新設</u></p> <p>1. <u>会員が、貸与を受けたカードを、本規約に定めるところに従いキャッシングを受けるために利用し、当行がこれを承諾して、本規約に定めるところに従い資金を交付したときには、これにより会員は、当行との間で、金銭消費貸借契約を締結したものとします。</u></p> <p>2. <u>当行は、会員がキャッシング利用可能枠の設定を受けている場合であっても、前項の承諾をなす義務および資金を交付する義務を負うものではありません。</u></p>

(次頁あり)

■個人情報の取り扱いに関する重要事項の変更点(下線部が変更箇所)

	現行規約	改定後																								
1	<p>2. 個人情報情報機関の利用等</p> <p>(1)会員等は、当行が加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関に会員等の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、当行がそれを与信取引の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6及び割賦販売法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査目的に限る。)のために利用することに同意します。</p> <p>(略)</p> <p>[全国銀行個人情報センターの登録情報と登録期間]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th>登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引情報 ローンやクレジットカード等の契約内容とその返済状況(入金の有無、延滞・代位弁済・強制回収手続等の事実を含む)の履歴</td> <td>契約期間中および契約終了日(完済されていない場合は完済日)から5年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>照会記録情報 会員がセンターを利用した日、ローンやクレジットカード等の申込み・契約の内容等</td> <td>当該利用日から、本人開示の対象は1年を超えない期間、会員への提供は6ヶ月を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>不渡情報 手形交換所の第1回目不渡、取引停止処分</td> <td>第1回目不渡は当該発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は当該処分日から5年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>官報情報 官報に公告された破産・民事再生手続開始決定等</td> <td>当該決定日から10年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>本人申告情報 本人確認資料の紛失・貸付自粛・同姓同名別人の情報がセンターに登録されており自分と間違えられるおそれがある旨等のご本人からの申告内容</td> <td>登録日から5年を超えない期間</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録期間	取引情報 ローンやクレジットカード等の契約内容とその返済状況(入金の有無、延滞・代位弁済・強制回収手続等の事実を含む)の履歴	契約期間中および契約終了日(完済されていない場合は完済日)から5年を超えない期間	照会記録情報 会員がセンターを利用した日、ローンやクレジットカード等の申込み・契約の内容等	当該利用日から、本人開示の対象は1年を超えない期間、会員への提供は6ヶ月を超えない期間	不渡情報 手形交換所の第1回目不渡、取引停止処分	第1回目不渡は当該発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は当該処分日から5年を超えない期間	官報情報 官報に公告された破産・民事再生手続開始決定等	当該決定日から10年を超えない期間	本人申告情報 本人確認資料の紛失・貸付自粛・同姓同名別人の情報がセンターに登録されており自分と間違えられるおそれがある旨等のご本人からの申告内容	登録日から5年を超えない期間	<p>2. 個人情報情報機関の利用等</p> <p>(1)会員等は、当行が加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関に会員等の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、<u>当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む。</u>)が登録されている場合には、当行がそれを与信取引の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6及び割賦販売法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査目的に限る。)のために利用することに同意します。</p> <p>(略)</p> <p>[全国銀行個人情報センターの登録情報と登録期間]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th>登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引情報 ローンやクレジットカード等の契約内容とその返済状況(入金の有無、延滞・代位弁済・強制回収手続等の事実を含む)の履歴</td> <td>契約期間中および契約終了日(完済されていない場合は完済日)から5年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>照会記録情報 会員がセンターを利用した日、ローンやクレジットカード等の申込み・契約の内容等</td> <td>当該利用日から、本人開示の対象は1年を超えない期間、会員への提供は6ヶ月を超えない期間</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>官報情報 官報に公告された破産・民事再生手続開始決定等</td> <td>当該決定日から<u>7年</u>を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>本人申告情報 本人確認資料の紛失・貸付自粛・同姓同名別人の情報がセンターに登録されており自分と間違えられるおそれがある旨等のご本人からの申告内容</td> <td>登録日から5年を超えない期間</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録期間	取引情報 ローンやクレジットカード等の契約内容とその返済状況(入金の有無、延滞・代位弁済・強制回収手続等の事実を含む)の履歴	契約期間中および契約終了日(完済されていない場合は完済日)から5年を超えない期間	照会記録情報 会員がセンターを利用した日、ローンやクレジットカード等の申込み・契約の内容等	当該利用日から、本人開示の対象は1年を超えない期間、会員への提供は6ヶ月を超えない期間	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	官報情報 官報に公告された破産・民事再生手続開始決定等	当該決定日から <u>7年</u> を超えない期間	本人申告情報 本人確認資料の紛失・貸付自粛・同姓同名別人の情報がセンターに登録されており自分と間違えられるおそれがある旨等のご本人からの申告内容	登録日から5年を超えない期間
登録情報	登録期間																									
取引情報 ローンやクレジットカード等の契約内容とその返済状況(入金の有無、延滞・代位弁済・強制回収手続等の事実を含む)の履歴	契約期間中および契約終了日(完済されていない場合は完済日)から5年を超えない期間																									
照会記録情報 会員がセンターを利用した日、ローンやクレジットカード等の申込み・契約の内容等	当該利用日から、本人開示の対象は1年を超えない期間、会員への提供は6ヶ月を超えない期間																									
不渡情報 手形交換所の第1回目不渡、取引停止処分	第1回目不渡は当該発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は当該処分日から5年を超えない期間																									
官報情報 官報に公告された破産・民事再生手続開始決定等	当該決定日から10年を超えない期間																									
本人申告情報 本人確認資料の紛失・貸付自粛・同姓同名別人の情報がセンターに登録されており自分と間違えられるおそれがある旨等のご本人からの申告内容	登録日から5年を超えない期間																									
登録情報	登録期間																									
取引情報 ローンやクレジットカード等の契約内容とその返済状況(入金の有無、延滞・代位弁済・強制回収手続等の事実を含む)の履歴	契約期間中および契約終了日(完済されていない場合は完済日)から5年を超えない期間																									
照会記録情報 会員がセンターを利用した日、ローンやクレジットカード等の申込み・契約の内容等	当該利用日から、本人開示の対象は1年を超えない期間、会員への提供は6ヶ月を超えない期間																									
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																									
官報情報 官報に公告された破産・民事再生手続開始決定等	当該決定日から <u>7年</u> を超えない期間																									
本人申告情報 本人確認資料の紛失・貸付自粛・同姓同名別人の情報がセンターに登録されており自分と間違えられるおそれがある旨等のご本人からの申告内容	登録日から5年を超えない期間																									